新	旧	備考
貿易代金貸付(貸付金債権等)保険約款	貿易代金貸付(貸付金債権等)保険約款	
平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002 沿革 (略) <u>令和5年1月30日 一部改正</u>	沿革(略)	
(てん補危険)	(てん補危険)	
る事由により貸付金等を回収することができないことにより受ける		

### (損失発生等の通知義務)

- 第15条 被保険者は、損失の発生を知ったときは、当該損失の発生を第15条 被保険者は、損失の発生を知ったときは、当該損失の発生を 面で通知(以下「損失発生通知」という。)しなければならない。
- 2 被保険者は、償還期限までに貿易代金貸付に係る債務が履行され2 被保険者は、償還期限までに貿易代金貸付に係る債務が履行され ず、第3条第12号の事由による損失を受けるおそれのある場合に は、原則として、償還期限から1月以内にその旨を日本貿易保険に 書面で通知(以下「危険発生通知」という。)しなければならな V )
- 3 (略)

# (保険金の請求)

- えて日本貿易保険に提出しなければならない。
- 還期限から9月以内(第3条第12号の事由による損失がてん補され) る場合にあっては、償還期限から3月を経過した日以後、償還期限 から9月以内)に行うものとする。ただし、日本貿易保険が、特に 猶予期間を定めた場合は、この限りでない。

 $3 \sim 5$  (略)

# (保険金請求権の消滅時効)

第26条 保険金請求権は、償還期限(第3条第12号の事由による損失 第26条 保険金請求権は、償還期限(第3条第11号の事由による損失 がてん補される場合にあっては、償還期限から3月を経過した日) から3年を経過した場合、時効により消滅するものとする。

### (損失発生等の通知義務)

- 知った日から、原則として、1月以内にその旨を日本貿易保険に書 知った日から、原則として、1月以内にその旨を日本貿易保険に書 面で通知(以下「損失発生通知」という。) しなければならない。
  - ず、第3条第11号の事由による損失を受けるおそれのある場合に は、原則として、償還期限から1月以内にその旨を日本貿易保険に 書面で通知(以下「危険発生通知」という。)しなければならな V )
  - 3 (略)

### (保険金の請求)

- **|第25条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者(以下|第25条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者(以下|** 「保険金請求人」という。)は、自己の費用をもって損失の計算を」「保険金請求人」という。)は、自己の費用をもって損失の計算を 行い、保険金請求書に損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添してい、保険金請求書に損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添している。 えて日本貿易保険に提出しなければならない。
- 2 前項の請求は、第15条に定める損失発生の通知をした日以降、償2 前項の請求は、第15条に定める損失発生の通知をした日以降、償 **還期限から9月以内(第3条第11号の事由による損失がてん補され** る場合にあっては、償還期限から3月を経過した日以後、償還期限 から9月以内)に行うものとする。ただし、日本貿易保険が、特に 猶予期間を定めた場合は、この限りでない。

 $3 \sim 5$  (略)

# (保険金請求権の消滅時効)

がてん補される場合にあっては、償還期限から3月を経過した日) から3年を経過した場合、時効により消滅するものとする。

貿易代金貸付(貸付金債権等)保険約款・新旧対照表

2 (略)	2 (略)	
附 則		
この改正は、令和5年3月20日から実施する。		